

機関番号：11101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007 ～ 2010

課題番号：19730480

研究課題名（和文） カナダにおける教員評価等教員政策に関する調査研究

研究課題名（英文） Teacher-related Policies such as Teacher Performance Appraisal in Canada

研究代表者

平田 淳 (HIRATA JUN)

弘前大学・教育学部・准教授

研究者番号：90361005

研究成果の概要（和文）：カナダ諸州における教員に関わる政策について文献調査及び現地での聞き取り調査を行った。調査地は、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、オンタリオ州、ニュー・ブランズウィック州、プリンスエドワード島州等である。アルバータ州では、特定の教育方法や教育目的を有するチャータースクールに関連した教員政策を調査した。教員養成に関しては、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、ニュー・ブランズウィック州やプリンスエドワード島州などの対象として調査を行った。また教員評価や免許更新制についてはオンタリオ州を対象としてその政策動向を検討した。

研究成果の概要（英文）：This study was focused on teacher-related policies in Canada. The study is mainly focused on British Columbia, Alberta, Ontario, New Brunswick and Prince Edward Island. For instance, charter schools are instituted only in Alberta, and they have different forms of contract with teachers from regular public schools. Initial teacher training programs were inquired about in British Columbia, Ontario, New Brunswick and Prince Edward Island. The teacher performance appraisal and the teacher re-certificate programs in Ontario were examined in this study.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	100,000	0	100,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,100,000	900,000	4,000,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教員評価、教員養成・免許、免許更新制、教員の自律性

1. 研究開始当初の背景

2005年に中央教育審議会（以下、「中教審」）が出した答申「新しい時代の義務教育を創造する」においては、学校のアカウンタビリティを高めるための体制づくりの重要性が指摘された。時を前後して、そのための一方策

として、チャータースクールやコミュニティスクールの制度化が、多くの論者によって盛んに議論されていた。また2006年に出された中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、教員養成改革や教職大学院、教員免許更新制など、より直接的に

教員の身分に関わる改革が提言された。2006年には教育基本法が改正され、教員に関する条項が追加され、2007年には中教審が「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」を出し、いわゆる教育三法の改正が行われた。このように、研究開始当初の日本では、様々な改革施策がまさに制度化されようとしている時期であった。カナダは類似の改革に既に着手していたという意味で、比較対象として適切であると考へた。また、本研究開始後ではあるが、日本では政権交代が行われた。「教育の政治的中立性」は重視されなければならないが、他方で政府の方針により教育政策に変更が生じることも、民主主義国家の現実としては指摘される。カナダでも、例えばオンタリオ州においては、2003年の政権交代において教員関連政策に大きな変化が生じた。この事実は、日本の教育政策の展開を考える際に重要な視点を提示し得るものと言えよう。

2. 研究の目的

本研究は、学校のアカウントビリティを高める必要性が認識される中で、多様な学校教育のあり様や教員に関する改革がどのように進められているのかを、同様の方向性の改革が既に進められていたカナダを対象として検討することを目的としている。特に教員評価や教員免許更新制など教員に対する成果主義導入の動向や、教員養成改革のあり様、教員免許制度に関わる動向に関して、カナダのあり様から日本の改革の方向性を探ることを、本研究の目的としている。

3. 研究の方法

研究はまず先行研究を読み込むことによって分析の視点を設定する。併せて国内のカナダ教育研究者にヒアリング調査をすることによって事前の知識を得る。その上で実際に現地に赴き、設定された分析の視点から導き出された質問項目について、関係者にインタビュー調査を行い、その制度と実態がどのようになっているのかを明らかにすることを試みた。調査対象として実際に現地調査をしたのは、西からブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー市、アルバータ州エドモントン市及びカルガリー市、オンタリオ州トロント市、ニュー・ブランズウィック州フレデリクトン市、プリンスエドワード島州シャーロットタウン市である。インタビュー調査対象者は、州教育省職員、教育委員会職員、教員組合職員、教員、研究者（大学教員）、教員養成担当者（大学教員）などである。インタビューは調査対象者の同意を得てテープ録音され、内容は文字に起こされた。また、関連する政策文書や関連法令、政府あるいは関係機関が保有する統計資料等の収集も行

った。

4. 研究成果

カナダは10の州と3つの準州から成る連邦国家であり、教育は基本的に各州政府の管轄となっている。同様に連邦国家である隣国アメリカが連邦政府内に教育担当オフィスを設けているのに対して、カナダの連邦政府にはこれが存在しない。「カナダ州教育担当大臣協議会（the Council of Ministers of Education, Canada: CMEC）」という、各州の教育相の連絡調整機関は存在するが、連邦政府における教育担当官庁としては位置づけられていない。つまり、アメリカに比べてもより州政府レベルの教育自治が認められているということになる。そのため、州によって教育制度は異なるものとなっている。「カナダの教育」を考える際には、まずこのことを念頭に置いておく必要がある。

また、カナダは多文化主義を国是としており、多様な民族、宗教、言語、文化が共存している。そしてそのような多様な社会のあり様を担保している一つの仕組みとして、多様な学校制度がある。例えばアルバータ州では、通常の無宗教公立学校の他に、カトリック系学校、フランス語を教授言語とする学校、オルタナティブ・プログラム、チャータースクールなど文化的多様性や、保護者や子どもが学校教育に何を望むかに対応する形で、多様な学校が公的に設置・運営されている。ここでは、一方でこういったある意味特殊な学校で教職に就くためにも州の教員免許取得が求められるが、他方でその他のティーチングスタッフを学校独自の権限で雇用することができる場合もあり、公教育の質確保と多様な教育の実践を両立するための仕組みが作られている。特にチャータースクールに関しては、これを制度化しているのはカナダではアルバータ州のみであり、この種の学校がカナダ社会の多様性の維持・発展にどのように貢献し得るのか、そこで教員はどのような役割を担っているのかを知ることは重要であろう。調査においては実際に現地に赴き、州教育省職員、数校のチャータースクールの管理職や教員、研究者（大学教員）に対しインタビュー調査を行い、あるいは教育実践を観察した。ここからは、同州のチャータースクールは立法から15年以上経ち、多様な学習機会を提供する制度としてほぼ定着していること、各チャータースクール独自の教育実践によって、一定程度の成果は上がっていること、教育委員会と教員組合との集団合意に左右されないため、独自の教員採用・任用を行い、それが当該チャータースクールの特徴を形成する一要素となっている（たとえば芸術教育を特色とするチャータースクールでは、芸術家をスタッフとして雇用するなどの

独自性が見られた) こと、他方で当初懸念されたように、州学力テストにおける各チャータースクールの子どもの成績が他の通常の公立学校の子どもの成績に比べて非常に良い点数で推移していることから、チャータースクールがエリート校化する傾向にあることなどの知見が見出された。この点に関して、日本の教育改革は「特色ある学校づくり」を一つの協議事項として進められており、コミュニティ・スクールなどチャータースクールと制度目的を部分的に共有する制度改革も行われているため、日本への一定の示唆を引き出すことができるだろう。

オンタリオ州では、教員に関わる政策の動向に、政権交代が強い影響力を有していた。すなわち、1995年に進歩保守党が政権を獲得して以降、教員数を増やすことなく、授業時数を増やすことにより学級規模を縮小する(つまり、教員の負担が増えることになる)など、同政府により教員に対する管理統制を強める改革がなされた。そして1999年の州議会選挙を乗り越えた進歩保守党は、2001年に「教室における質に関する法律(the Quality in the Classroom Act)」を制定することによって、州教員資格試験と教員免許更新制、教員業績評価を制度化した。しかしこういった政策は教員の早期退職率を高め、モチベーションを低下させるものであったことが指摘されている。2003年に自由党に政権交代すると、州教育省や教育委員会、教員組合、校長会など、関連する教育当事者の意見を聞き、それを政策立案に役立てるための種々の機会が設けられ、そういった取組を通して教員のモチベーションが高まったことが指摘されている。例えば教員数増加による学級規模の縮小、免許更新制と資格試験の廃止、初任者研修制度の導入、教員業績評価の適正化(初任教員の評価と既に経験のある教員の評価のあり様を改革し、それぞれに対し適切な制度変更を行った)などである。その結果、教員の早期退職率は低下し、教員の教職に対する誇りは向上し、教員のモチベーションが向上していることが報告されている。また、間接的にはあるだろうが、2003年時の高校卒業率が68%だったのに対し、2010年度には81%と大きく改善されているということが、一連の改革の成果として指摘されている。こういった改革は、日本における近年の教育改革において制度化された教員評価や教員免許更新制の今後を考える際に、重要な視点を提供できるだろう。

教育改革に教員の意見を反映させるという点については、例えばニュー・ブランズウィック州やプリンス・エドワード島州では、教員免許や採用に関して、州教育省、教育委員会、教員養成学部、教員組合が定期的に会合をもち、協働して進めていた。これら関係

者はそれぞれの利害関係を有しており、そのため常に意見が同じになるわけではないが、こういった協議の機会を設けることは極めて重要であると言えるだろう。両州は大西洋岸に位置する州であり、オンタリオ州やブリティッシュ・コロンビア州などに比べると規模が小さい。また教育改革への取組みという点に関しても、他の大規模州ほど積極的に行われているようには見えない。他方で、小規模な州だからこそ、教育関係当事者がそれぞれの利害を超えたところで協働して制度・政策の形成・運用をすることができるということも指摘できるだろう。日本でも大学と教育委員会が連携をして、例えば公立学校が積極的に様々な形態での実習生を受け入れ、教員養成に関わるという改革がなされてきている。カナダの例を比較の視点としてとり入れることにより、両者の連携は教員養成や採用、研修のデザインづくりといったところまで拡大・深化する必要があるのかどうかという視点を提示することになる。

教員養成に関しては、基本的にそのあり様は大学によって異なる。カナダでは大部分の場合、教員志望者は4年間その他の専門分野の学士課程で勉強しこれを卒業したのち、教育学部に入學して1年間教育実習などの教員養成を受け、免許が交付されることになっている。他方で近年、オンタリオ州やブリティッシュ・コロンビア州のいくつかの教員養成学部では、教員養成期間を2年としたり、あるいは学士課程在学中に免許取得を可とするプログラムを創設するなど、新たな動きも出てきている。

また、教員の現職教育に関しても、様々な形態が存在する。例えばオンタリオ州では、採用後、教員養成学部等において教員採用時に持っていなかった種類の教員免許を取得することができる「追加資格制度」が存在する。資格を追加することによって給与も上昇するため、この制度を利用して自らのキャリアアップを目指す教員も多い。あるいは、大学院教育学研究科においては、研究者志望者には、学位として修士号(Master of Arts: M. A.)及び博士号(Doctor of Philosophy: Ph. D.)があるが、実践家向けの修士号(Master of Education, M. Ed.)及び博士号(Doctor of Education: D. Ed.)がそれぞれ別異に設けられている。研究者志望者用のコースと実践家志望のコースでは、履修すべき授業内容や数、最終的に提出する学位論文に値する研究などが異なっており、資質能力向上のため、大学院に入學する現職教員も多い。近年の教育改革で専門職大学院の一類型である教職大学院を制度化した日本においては、その運用を改善するためにも、カナダの大学・大学院が教員の研修やキャリアアップにどのように関わっているのかについて知る必要が

あろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 平田淳 (2010) 「アルバータ州における新自由主義教育改革とチャータースクール制度に関する一考察—その成立背景と制度設計を中心に—」『カナダ研究年報』第30号、1-17頁(査読有)。
- ② 平田淳 (2010) 「カナダ・アルバータ州における義務教育制度の多様性と質保証システムに関する一考察」『比較教育学研究』第41号、33-48頁(査読無)。
- ③ 平田淳 (2009) 「チャータースクールのアカウントビリティはどのようにして評価されるのか?—アルバータ州のチャータースクール制度に焦点を当てて—」『カナダ教育研究』No. 7、41-58頁(査読無)。
- ④ 平田淳 (2009) 「教育改革政策のアカウントビリティ構造に関する一考察」『弘前大学教育学部紀要』第101号、139-150頁(査読無)。
- ⑤ 平田淳 (2008) 「『教育におけるアカウントビリティ』概念の構造と構成要素に関する一考察」『弘前大学教育学部紀要』第100号、89-98頁(査読無)。

[学会発表] (計4件)

- ① 平田淳 (2011) 「カナダ・オンタリオ州における教員管理政策の変容—政権交代のインパクト—」日本教育行政学会第46回大会自由研究発表(九州大学、2011年10月8日)。
- ② 平田淳 (2010) 「カナダ・沿海諸州における教員免許制度・教員養成制度—PEI とNB を素材として—」カナダ教育学会第36回研究会(東洋大学、2010年11月27日)。
- ③ 平田淳 (2009) 「カナダにおける子どもの教育行政参加—オンタリオ州の「生徒教育委員」制度に焦点を当てて—」日本教育行政学会第44回大会自由研究発表(広島大学、2009年10月17日)。
- ④ 平田淳 (2007) 「カナダにおける義務教育制度の概要とその弾力化に関する一考察」カナダ教育研究会第28回研究会(IT ビジネスプラザ武蔵5階会議室1(石川県金沢市)、2007年12月1日)。

[図書] (計1件)

- ① 平田淳 (2012) 「カナダ・オンタリオ州における教員管理政策の変容—政権交代のインパクト—」大坪正一、平田淳、福島裕敏編『学校・教員と地域社会』東信堂、55-84

頁。

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平田 淳 (HIRATA JUN)
弘前大学・教育学部・准教授
研究者番号: 90361005

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: